

# 日本の肖像・声無断利用検討会初会合調査報告

## Executive Summary

法務省<sup>1</sup>が令和8年4月24日に開催した「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」初会合は、**新規立法を直ちに設計する場**というより、**現行法と判例法理の解釈適用を整理し、AI時代の予測可能性を高めるための“法的整理プロジェクト”**として位置付けられている。開催趣旨・大臣会見・配布資料はいずれも、問題の中心を民法709条に基づく不法行為責任、パブリシティ権、そして「肖像等をみだりに利用されない権利」の解釈適用に置いている。さらに、最初の射程は「生成AIによる想定事例」を題材に、どの範囲で損害賠償や差止めが認められるかを整理する点にある。<sup>2</sup>

初会合の**議事要旨は現時点で未公表**であるため、公式に確認できるのは、会合の設計思想、論点票、判例・学説整理、参考資料として付された経済産業省<sup>3</sup>の不正競争防止法報告書、そして会見・会合後の報道までである。したがって、本報告は「議論の実際のやり取り」を断定するのではなく、**公開済み公式資料を中核**にしつつ、議事要旨不在部分については明示的に「推定」または「追加確認要」と区別して扱う。<sup>4</sup>

配布資料から読み取れる本会合の核心は三つある。第一に、「声」がパブリシティ権上の「肖像等」に含まれるという方向が、調査官解説・学説・報道のいずれでも強く示されていること。第二に、財産的利益としてのパブリシティ権とは別に、**人格権由来の「みだりに利用されない権利」**が整理対象に据えられていること。第三に、**譲渡性・相続性、損害賠償の範囲、慰謝料、差止請求、不競法との役割分担**が依然として未確定論点として残っていることである。<sup>5</sup>

参考資料である不正競争防止法報告書は、韓国・中国・米国・英国・ドイツを比較しつつ、**日本の現行不競法は一定事案に対応可能だが、声や肖像の無断利用を直接・包括的に保護する制度ではない**という含意を持つ。とりわけ、韓国の2022年改正不競法、米国のデジタルレプリカ法制、テネシー州ELVIS法、イリノイ州 Digital Voice and Likeness Protection Act、連邦レベルのNO FAKES法案は、日本の検討会にとって中期的な制度参照点になる。<sup>6</sup>

総合すると、本検討会の短期成果物として最も現実的なのは、**現行民法・判例法理の整理に基づくガイドライン型とりまとめ**である。その中身は、①「声」を含む保護客体の範囲、②AI生成物のどの段階が侵害評価の対象となるか、③請求主体、④逸失利益・慰謝料・差止めの判断要素、⑤不競法・契約・プラットフォーム対応との接続、という五層構造になる可能性が高い。他方で、死後保護、デジタルレプリカ、プラットフォーム責任、独立の「声の権利」立法は、現行会合の射程を超えるため、中長期課題として残る蓋然性が高い。<sup>7</sup>

## 調査対象と評価軸

本報告は、初会合を評価するために、次の属性・観点を明示的に採用する。これらは、公開資料の構成、開催趣旨、参考資料の比較法分析から抽出したものである。<sup>8</sup>

評価軸	実務上の問い	本会合での位置付け
保護法益	人格的利益か、財産的利益か、両者の複合か	パブリシティ権と「みだりに利用されない権利」を峻別して整理

評価軸	実務上の問い	本会合での位置付け
保護客 体	氏名、肖像、グループ名、声、容姿、AI生成レプリカ	「声」をどう含めるかが最重要争点
対象行為	学習、生成、公開、広告利用、商品化、性的ディープフェイク	資料2は「生成AIによる想定事例」を題材と明示
請求主体	本人、遺族、所属事務所、独占的利用許諾者	譲渡性・相続性が未確定論点
救済手段	損害賠償、慰謝料、逸失利益、差止め、削除	資料2が明示、資料3-2が詳細整理
法源の 接続	民法、不競法、著作権法、契約、表現の自由	参考資料が不競法との役割分担を検討
執行可能性	証拠保全、プラットフォーム削除、海外事業者対応	報道・意見募集で実務需要が強い
制度設計	解釈指針で足りるか、立法が要るか	公式にはまず「法的整理」、業界は独自立法も要求

本報告の出典優先順位は、ユーザー指定どおり、**公式政府資料・原判決・学術論文（日本語優先）**を最優先とし、ついで主要報道、最後にSNS・投稿ベースの反応を補助的に位置付けた。なお、初会合の議事要旨が未公表であるため、会合後報道に依拠する箇所は、その旨を明記して扱う。<sup>9</sup>

## 公式資料の分析

### 会合全体の設計

初会合の議事次第はきわめて簡潔であり、実質的な議事は「**資料3-1記載の各論点等について**」に集約されている。これは、初会合がヒアリング回ではなく、**論点票と判例・学説整理を突き合わせる“総論整理回”**だったことを示す。日時は令和8年4月24日9時30分から12時まで、場所は法務省民事局会議室（オンライン併用）であった。<sup>10</sup>

「資料3-1記載の各論点等について」〔資料1 p.1〕<sup>10</sup>

### 資料一の要点

資料1は一見単純な配布一覧だが、実務的には重要である。配布物の順序は、**議事進行を「開催趣旨」→「論点票」→「判例・学説基礎資料」→「不競法参考資料」**の順に設計したことを示しており、最初から個別立案ではなく、既存法の層構造をたどる構成である。議事要旨が未公表である以上、資料1は「何が議論されたはずか」を示す最小限かつ重要な公式証拠である。<sup>11</sup>

### 資料二の要点

資料2は、本検討会の射程を最も明瞭に定める中心資料である。そこでは、生成AIによる肖像・声の無断利用について、パブリシティ権および「肖像等をみだりに利用されない権利」の侵害として民法709条の適用が問題となり得る一方、**判例形成型の法領域ゆえに要件が明確でない**ことが課題として示されている。さらに、整理対象は、侵害成否だけでなく、「**逸失利益、慰謝料等**」の**損害範囲**にまで及ぶ。これは、単なる違法性判断の整理ではなく、訴訟実務に直接効くガイダンスを目指していることを意味する。<sup>12</sup>

「予測可能性を高めることを目指す」〔資料2 p.1〕 13

資料2の制度的位置付けは、初会合が「何を違法とするか」よりも、「現行法でどこまで救済できるか」を詰める場だったことを示す。ここで直ちに立法化を打ち出していない点は、会見で「現行の法令や判例の解釈適用等について整理し、その結果を公表することを目指す」とされた説明とも整合する。 14

## 資料三の要点

### 論点票の構造

資料3-1本文の完全抽出は現時点で不安定だが、公式検索インデックス上で**明示的に確認できる設問**として、「ピンク・レディー事件最高裁判決で示されたパブリシティ権の『肖像等』にはどのようなものが含まれると考えられるか（例：グループ名、声が含まれるか）」が確認できる。これにより、初会合の最初の論点が、**保護客体の定義**、とりわけ「声」がどこに属するかにあったことはほぼ確実である。 15

資料3-2の目次構成と資料2の開催趣旨を照合すると、資料3-1の論点票は少なくとも次の五群から成っていたとみるのが自然である。これは**公式資料相互の照合による再構成**である。 16

論点群	直接確認の程度	内容
パブリシティ権の客体	直接確認	「肖像等」にグループ名・声が含まれるか
パブリシティ権の構造	再構成	三類型、顧客吸引力、商品化・広告利用
権利帰属	再構成	譲渡性・相続性、事務所・遺族との関係
人格権的保護	再構成	「みだりに利用されない権利」の射程、声への拡張可能性
救済範囲	再構成	逸失利益、慰謝料、差止め、不競法との役割分担

### 判例・学説整理の中身

資料3-2は、初会合の理論的土台である。目次上、全体は大きく、**第1部 パブリシティ権**、**第2部 「肖像等をみだりに利用されない権利」**、**第3部 損害・差止め等の救済論**に分かれる。特に第1部では、パブリシティ権の保護客体、声の扱い、顧客吸引力、ピンク・レディー事件の三類型、譲渡性・相続性、不競法との関係が系統立てて配置されている。 17

資料3-2が最も重要なのは、「声」を**既存判例法理の外側の新規利益としてではなく、既存論の延長線上で扱おうとしている点**である。調査官解説・学説部分では、「肖像等」にサイン、署名、声、ペンネーム、芸名等が含まれるとの整理が紹介されており、声優・俳優の声を「個人識別子」であり「顧客吸引力の源泉」とみる最新学説も引用されている。これは、法務省資料段階で、少なくとも**声の保護対象性を相当程度肯定的に整理している**ことを示す。 18

「『声』がパブリシティ権の保護の対象」〔資料3-2 p.6〕 18

一方、資料3-2は安易な全面保護には向かわない。譲渡性・相続性では肯定論・否定論を丁寧に併記し、差止めでは表現の自由との萎縮効果も明示し、損害論では近時の下級審が**純粋なパブリシティ権侵害について慰謝料に慎重**であることを整理している。つまり資料3-2は、保護拡大の方向に傾きつつも、同時に**限定原理と抑制原理**を前面に残している。 19

「精神的損害を認めることは困難」〔資料3-2 p.47〕 20

人格権的保護に関する第2部では、ピンク・レディー事件が財産的価値としてのパブリシティ権だけでなく、人格的価値に基づく「みだりに利用されない権利」を説示したことが、しかし**その侵害判断基準自体はなお今後の検討課題**であることが、調査官解説引用とともに示されている。さらに、法廷内写真撮影事件の受忍限度テストが、肖像の撮影・公表のベースラインとして整理されている。<sup>21</sup>

「みだりに利用されない権利」〔資料3-2 p.30〕<sup>22</sup>

## 参考資料の要点

参考資料として配布されたのは、令和6年度産業経済研究委託事業「不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書」である。報告書は、生成AIの進展を背景に、**著名人の肖像・氏名・声を持つ経済的利益を不競法でどこまで保護し得るか**を比較法込みで整理したものであり、本会合にとっては「民法整理の外側にある別ルート」を供給する資料である。報告書自身、従来は「十分な整理がされていなかった」と問題意識を示している。<sup>23</sup>

「新たな環境変化への対応」〔参考資料 p.6〕<sup>24</sup>

報告書の国内法分析は、現行不競法2条1項1号・2号・20号・21号について、**肖像・声が周知・著名の表示や品質誤認、信用毀損に引っかかる場合に限り対応可能性がある**という整理である。他方、声自体の識別力や周知性、利用形態、営業上の利益侵害の立証など、適用には高い事案依存性があるとも記す。つまり、報告書の帰結は「使えることはあるが、汎用的な救済法理ではない」である。<sup>25</sup>

比較法部分では、韓国が2022年施行改正不競法で「氏名、肖像、音声、署名等」を保護対象とする「パブリシティ不正利用」を明文化したこと、米国で州ごとにパブリシティ権とデジタルレプリカ法制が分化していること、英国は制定法ではなく主にパッシング・オフで処理していることが整理される。**日本の議論は、人格権的構成と不競法的構成のいずれかではなく、その“隙間”の処理が課題**であることが、比較表からも明確である。<sup>26</sup>

## 法的背景

### 現行法の整理

現行日本法では、肖像・氏名・声の保護は**単一の成文法体系で完結していない**。むしろ、憲法13条由来の人格的利益、民法709条・710条の不法行為、判例上のパブリシティ権、場合により経済産業省<sup>3</sup>所管の不競法、さらに録音物・実演それ自体が問題となる場合は著作権法・著作隣接権が交錯する。初会合が必要とされたのは、この分散構造がAI事案で予測可能性を下げているためである。<sup>27</sup>

法源・法理	保護対象	典型的な違法行為	現時点の限界
憲法13条・人格的利益	容ぼう・姿態、私生活上の自己決定	無承諾撮影、公表	声の単独保護は判例未成熟 <sup>28</sup>
民法709条・710条	肖像等をみだりに利用されない権利	AI生成画像・音声の公表、人格侵害	判断基準が十分に定式化されていない <sup>29</sup>
パブリシティ権	顧客吸引力を有する氏名・肖像等	商品化、広告使用、差別化利用	声・グループ名・死後保護の境界が未確定 <sup>30</sup>
不競法2条1項1号・2号・20号・21号	周知表示、著名表示、品質誤認、信用	なりすまし広告、誤認惹起、信用毀損	事案依存が強く、包括保護にならない <sup>25</sup>

法源・法理	保護対象	典型的な違法行為	現時点の限界
著作権法・著作隣接権	写真、映像、実演、録音	元音源・元映像の無断利用	声・容姿そのものは直接保護対象ではない場合が多い <sup>31</sup>

## 主要判例の整理

初会合の理解に不可欠な主要判例は、少なくとも次のとおりである。なお、「声」そのものを直接正面から扱った最高裁判例は、現時点で確認できない。そこがまさに本検討会の起点である。<sup>32</sup>

判例	事案	裁判所の判断	影響
京都府学連デモ事件	警察官による無承諾撮影の適法性	何人も承諾なくみだりに容ぼう等を撮影されない自由を有し、警察撮影も必要性・緊急性・相当性で制限されるとした。 <sup>33</sup>	肖像利益の憲法13条由来の基礎判例。後の民事判例の出発点。
法廷内写真撮影事件	写真週刊誌が法廷で被疑者を隠し撮りし、公表	「被撮影者の社会的地位、活動内容、場所、目的、態様、必要性」を総合考慮し、受忍限度を超えるかで違法性を判断する一般テストを提示。写真公表利益も認めた。 <sup>34</sup>	肖像侵害の実務基準を定式化。民事上の人格的利益保護の中核。
ピンク・レディー事件	週刊誌が歌手写真を記事中に掲載	人の氏名・肖像等は人格の象徴であり、パブリシティ権は顧客吸引力の排他的利用権として人格権由来の一内容を構成するとした上で、侵害は三類型など「専ら顧客吸引力の利用目的」の場合に限定。記事中の写真利用は侵害否定。 <sup>35</sup>	日本のパブリシティ権法理を決定づけた中心判例。初会合もこれを基準点に設計。
ENJOY MAX事件	芸能人画像の無断利用と損害賠償	下級審では、パブリシティ権は商業的価値に基づくもので、慰謝料を認めにくいとの整理が示された。 <sup>36</sup>	近時の損害論が、精神的損害よりも経済的損害の立証に寄る傾向を示す。
FEST VAINQUEURグループ事件	グループ名・活動拘束・損害請求を含む紛争	近時下級審では、パブリシティ権侵害があっても慰謝料相当損害金を認める事情が乏しいとの整理が示される。 <sup>37</sup>	グループ名・人格権・事務所関係の絡みをめぐる現代的争点に接続。

## 学説状況

学説の現在地は、おおむね次のように整理できる。第一に、「声」は、一定の識別力と顧客吸引力を持つ場合に「肖像等」に含まれ得るという方向が優勢である。第二に、ただし声は容貌よりも識別力が弱い場面が多く、誰の声かを特定できる程度、職業的利用の実態、他要素との結合が重視される。第三に、譲渡性・相続性については、人格権由来であることを重く見て否定・限定する見解と、ライセンス実務・死後事業維持を重視して肯定する見解が対立している。第四に、損害論では、純粋なパブリシティ侵害に慰謝料を認めることには慎重論が強い。<sup>38</sup>

この意味で、初会合の法的背景には、「声の保護を認めるか否か」より、「どの理論で、どこまで、誰に、どの救済を与えるか」という第二段階の問題がある。検討会が必要なのは、権利の存在自体が完全な空白だからではなく、**存在を前提にした細目設計が曖昧だから**である。<sup>39</sup>

## 主要論点と利害関係者への影響

初会合で想定される論点は、資料2、資料3-2、参考資料を起点にすれば、次の六つに集約できる。以下は、公式資料に基づく分析である。<sup>40</sup>

主要論点	権利者への影響	メディアへの影響	プラットフォームへの影響	AI事業者・広告事業者への影響
声が「肖像等」に含まれるか	声優・俳優・歌手の請求可能性が大きく広がる	純報道と商業利用の線引きが重要化	音声クローン削除要請が増加	音声合成・広告ボイス利用の許諾設計が必須化
どの段階で侵害が成立するか	学習段階まで争えるかで保護実効性が変わる	記事・批評・アーカイブ利用との調整が必要	生成・配信・拡散それぞれの責任分界が必要	生成前の学習、生成後の配信、収益化の各段階でコンプラ負担
請求主体は誰か	本人、遺族、事務所の権限関係が明確化	取材窓口・許諾窓口が整理される	通知主体の真正性確認が必要	契約先が本人か事務所かでリスクが変わる
損害賠償の範囲	逸失利益中心なら立証負担重い、慰謝料拡張なら救済しやすい	記事利用でも金銭請求が増える可能性	収益分配や売上資料の保全が重要	収益化AIサービス・広告出稿の経済リスクが増大
差止め・削除	性的ディープフェイク等には迅速救済が必要	表現の自由との衝突が先鋭化	削除・保全・再掲防止フローを迫られる	即時停止・モデル再学習防止が争点化
不競法との役割分担	民法と不競法の選択が戦略問題化	誤認広告と報道利用の区別が必要	通知理由ごとの処理ルールが必要	なりすまし広告や推薦表示は高リスク領域に

次の図は、初会合で問題化している法的ルートを整理したものである。資料2・3-2・参考資料からみる限り、**権利侵害の評価は「人格権ルート」「パブリシティルート」「不競法ルート」の三本立て**で進み、実務上はこれに契約・削除対応が重なる。<sup>41</sup>

### flowchart LR

- A[無断利用事案] --> B[人格権ルート]
- A --> C[パブリシティ権ルート]
- A --> D[不競法ルート]
- B --> B1[みだりに利用されない権利]
- B --> B2[撮影・公表・AI生成の受忍限度]
- C --> C1[顧客吸引力]
- C --> C2[三類型]
- C --> C3[譲渡性・相続性]
- D --> D1[周知表示・著名表示]
- D --> D2[品質誤認]

D --> D3[信用毀損]  
A --> E[契約・許諾]  
A --> F[削除・差止・損害賠償]

## 論点別の含意

**声の保護対象性**は、権利者側には最大の追い風である。会合後報道では、「声も保護対象に含まれる」との認識一致が伝えられており、仮に議事要旨でも同趣旨が確認されれば、現行法の不明確性はかなり縮減する。ただし、声は誰でも似せやすい・識別性が文脈依存という特徴があるため、**保護対象性の確認だけでは足りず、識別性判断の基準化**が次の課題になる。<sup>42</sup>

**請求主体**をどう設計するかは、権利保護と本人コントロールのトレードオフである。事務所や独占的利用許諾者に広く立場を認めれば、迅速な権利行使は容易になるが、本人の意思から権利が遊離する危険が高まる。逆に本人中心に限定すれば、死後利用や海外流通、分散侵害への対処が弱くなる。報道でも、ここは賛否が割れた点として扱われている。<sup>43</sup>

**損害論**は、訴訟実務のボトルネックである。逸失利益中心の設計は理論的に整合的だが、無断AI生成コンテンツの多くは、売上・広告収益・営業寄与の立証が難しい。他方、人格的侵害や性的ディープフェイクのようなケースでは、慰謝料の要請が強い。この非対称性ゆえに、同じ「声の無断利用」でも、**純商業利用と人格侵害型ディープフェイクを分けて考える必要がある**。<sup>44</sup>

**差止め・削除**については、権利者・プラットフォーム・表現主体の衝突が最も鋭く表れる。資料3-2は、差止めが損害賠償よりも高い違法性水準を要求し得る点、表現の自由への萎縮効果を踏まえるべき点をあえて明示している。これは、ニュース記事、批評、創作二次利用、パロディ、風刺と、広告・商品・性的フェイクを**同一基準で処理しない方向**を示唆する。<sup>45</sup>

## 反響と論調の時系列整理

### タイムライン

次のタイムラインは、関連する政策・業界・報道・SNSの流れを、初会合前後を中心に整理したものである。期間はユーザー指定の標準に従い開催前後6か月を中心としつつ、制度起点を示すため一部を拡張した。

<sup>46</sup>

#### timeline

title 肖像・声無断利用をめぐる関連動向  
2025-05-28 : 国会質問で「判例の蓄積待ち」姿勢を問題化  
2025-06-03 : 知的財産推進計画2025が声保護の整理・周知を明記  
2025-06-06 : 政府答弁で不競法整理を参照  
2025-06-11 : 声の肖像権保護に関する質問主意書提出  
2025-06-20 : 政府答弁で独自法への明言回避  
2025-12-17 : 業界団体が独自立法も視野とする意見提出  
2026-03-17 : 知財計画2026意見募集結果公表  
2026-04-17 : 法務大臣が検討会設置を表明  
2026-04-24 : 初会合開催、会合後報道で「声も保護対象」と報道

## 論調の整理

日付	領域	主体	内容	論調
2025-05-28	政治	八幡愛 <sup>47</sup>	声の権利を「判例の蓄積」に委ねる姿勢への懸念を質問主意書で提示。 <sup>48</sup>	批判的
2025-06-11	政治	阪口直人 <sup>49</sup>	「声の肖像権保護」に関する法整備の要否、カリフォルニア州法との比較を質問。 <sup>50</sup>	立法要求型
2025-06-20	政府	内閣答弁書	声に人格権を認める法整備・同様の法律について具体的意味が明らかでないとして回答困難とし、知財計画2025の整理方針を参照。 <sup>51</sup>	慎重・回避的
2025-12-17	業界	日本芸能実演家団体協議会 <sup>52</sup>	現行の不競法・判例だけでは不十分で、「独自立法による解決の可能性も視野」に議論を深めるべきと提言。 <sup>53</sup>	強い保護要求
2026-03-17	政策形成	内閣府 <sup>54</sup> 知的財産戦略推進事務局	法人・団体意見では、保護強化を求める声と、AI活用を阻害しないバランスを求める声が併存。 <sup>55</sup>	両極化
2026-04-17	行政・IT報道	ITmedia <sup>56</sup> ほか	同省が検討会設置を公表。報道は「立法目的ではなく、現行法整理」「7月までに計5回」と整理。 <sup>57</sup>	事実報道・制度注視
2026-04-24	通信社報道	時事通信 <sup>58</sup> 系 / 共同通信 <sup>59</sup> 系	初会合後、「声も保護対象に含まれるとの認識一致」「譲渡性・相続性も議論」と報道。 <sup>60</sup>	概ね肯定的
2026-04-24	テレビ報道	フジテレビ系 <sup>61</sup>	「声の権利は明確に定義されていない」と問題設定を強調しつつ、保護対象化の方向を報道。 <sup>62</sup>	問題提起型
2026-04-24 前後	SNS	Xトレンド	「声も肖像等に保護」「法務省、生成AIの無断声・肖像利用で有識者検討会設置」がトレンド化。 <sup>63</sup>	賛成と慎重論が混在

## 主要引用元のURLと日付

主要な外部報道・反響のURLは以下のとおりである。URL自体はユーザー要請に応じて記載する。日付は公開日ベースである。

- ・時事通信<sup>64</sup>系報道（2026-04-24）

<https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026042400870/><sup>65</sup>

- ・フジテレビ<sup>61</sup>系報道（2026-04-24）

<https://www.fnn.jp/articles/-/1035437><sup>66</sup>

- ・ITmedia<sup>56</sup>報道（2026-04-17）

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2604/17/news096.html><sup>67</sup>

- Xトレンド要約「法務省検討会、生成AIの声無断利用で声も肖像等に保護と一致」（2026-04-24前後）

<https://x.com/i/trending/2047599878134460813> 68

- Xトレンド要約「法務省、生成AIの無断声・肖像利用で有識者検討会設置」（2026-04-17前後）

<https://x.com/i/trending/2044949343673745853> 69

## 比較法と政策提言

### 比較法的視点

参考資料と最新の海外法情報をあわせると、日本の議論は、**米国型のデジタルレプリカ法制、韓国型の不競法明文化、英国型のパッシング・オフ処理**のどれを参照するか、あるいは折衷するかという段階にある。

70

法域	保護の主軸	声の位置付け	AI・ディープフェイク対応	日本への示唆
日本	民法上的人格権・パブリシティ権+限定的な不競法	明文なし、判例・調査官解説・学説で保護可能性	初会合段階では解釈整理が中心	まずガイドライン、次に立法要否判断 <span>71</span>
韓国	不競法上の「パブリシティ不正利用」	氏名・肖像・音声を明文化	2022年施行、AI時代の追加法構想も議論	立法により予測可能性を一気に高めるモデル <span>72</span>
米国連邦	統一法未成立	NO FAKES法案が声・肖像のデジタルレプリカ保護を提案	2025法案は上院司法委員会付託段階	連邦統一規律はなお政治的ハードルが高い <span>73</span>
テネシー州	ELVIS法	声を明示的に保護対象化	AI音声クローン対策を前面化、2024年施行	ミュージシャン・声の商業利用対策に直結する先例 <span>74</span>
イリノイ州	Digital Voice and Likeness Protection Act	「digital replica」を広く定義	生存者も含むデジタルボイス・ライクネスを保護	日本でいう「AI生成本人そっくり物」への直接法理の参考 <span>75</span>
ニューヨーク州	深い私権保護+表示義務強化	性的ディープフェイク、死後デジタルレプリカ保護を強化	2025年法で広告中のAI生成出演者表示や死後権保護を拡張	日本でも広告領域と死後保護を分けて立法する余地 <span>76</span>
英国	パッシング・オフ中心	少なくとも氏名・肖像、声も可能性	一般的不法行為で処理、包括制定法なし	誤認惹起型だけでは人格侵害型AI事案を拾いにくい <span>77</span>

### 政策提言

以下は、公開資料・比較法・業界意見を踏まえた**当方の分析的提言**である。短期・中期・長期の時間軸は、日本の通常の政策形成テンポからみた推定であり、立法日程を断定するものではない。 78

選択肢	法的・実務的内容	利点	主なコスト・リスク	見通し
解釈指針の公表	民法709条・判例法理に基づき、声、請求主体、損害、差止め要素を整理	最速で予測可能性を改善。裁判・交渉・削除要請に直結	拘束力が弱い。海外事業者・死後保護・学習段階は曖昧に残る	短期
標準契約・許諾モデル	本人・事務所・広告主・AI事業者向けに、利用範囲、学習禁止、再利用禁止、デジタルレプリカ条項を定型化	紛争予防に最も効く。業界横断の実装がしやすい	無許諾侵害者には直接効かない。零細事業者の導入負担	短期
プラットフォーム連携指針	通知様式、迅速削除、証拠保全、再投稿防止、収益停止を官民で標準化	性的ディープフェイクや拡散型侵害に実効性	誤削除・表現の自由・越境執行の問題	短期から中期
不競法の部分改正	「声・肖像・デジタルレプリカ」の無断商業利用を不競法上で明文化	誤認広告・商品化・営業利用に強い	人格侵害的事案を十分に拾えない可能性。刑事罰の設計が難しい	中期
独立のデジタルレプリカ法	生者・死者、本人・遺族・代理人、声・肖像、広告・配信・生成物を包括規律	AI時代に最も整合的。海外法との比較もしやすい	定義競争が激しく、表現の自由・パロディ・報道例外の設計が難しい	中期から長期
包括的な横断法制	民事救済、表示義務、プラットフォーム責務、性的ディープフェイク対策を一体化	実効性が最も高い	省庁横断調整コストが大きく、合意形成が長期化	長期

## 推奨する組合せ

最も現実的なのは、短期では「**解釈指針+標準契約+プラットフォーム連携**」、中期ではその運用実績を踏まえて、「**デジタルレプリカ**」または「**声・肖像の無断商業利用**」に焦点を当てた立法に進む二段階方式である。これは、公式資料がまず現行法整理を目指していることと整合しつつ、業界団体が指摘する「現行法だけでは全てをカバーできない」という問題意識にも応える。<sup>79</sup>

他方、最初から包括立法を目指すアプローチは、理論的には魅力的でも、**保護客体、表現の自由例外、死後権、プラットフォーム責務、刑事罰の有無**を一括で詰める必要があり、初会合の制度射程を超える。したがって、初会合を踏まえた政策提言としては、「**現行法の限界を可視化すること**」自体が、**次の立法工程の前提作業**だと理解すべきである。<sup>80</sup>

## 不明点、追加調査課題、出典

### 不明点と追加調査が必要な項目

現時点で残る主要な不明点は、次のとおりである。これらは今後、議事要旨・次回配布資料・最終とりまとめを待って詰める必要がある。<sup>9</sup>

項目	現状	追加確認の必要性
初会合の実際の発言内容	議事要旨準備中	各委員の見解差、対立点、収斂点の確認が必要
資料3-1の全文	検索索引で一部確認のみ	設問配列・想定事例の全貌確認が必要
「声」の限界事例	保護方向は見えるが基準未確定	そっくり声、キャラクターボイス、歌声、朗読音声の区別が必要
学習段階の評価	生成・公表より不明確	モデル学習自体の違法性判断要素の整理が必要
死後保護	比較法上は重要だが日本では未確定	遺族・相続人・事務所の地位整理が必要
差止めのプロセス	要件論はあるが運用論が薄い	仮処分、削除要請、ログ保全、収益停止の連携設計が必要
不競法との境界	一定場合に該当し得るが限定的	民法整理との役割分担の明確化が必要
最終成果物の形式	「結果を取りまとめる」とのみ明示	ガイドライン、報告書、Q&A、立法提言の別を確認すべき

## 関連PDFのダウンロードURL

以下は、現時点で確認できた主要PDFの所在である。入手確認日はすべて2026-04-26である。

- 資料1

<https://www.moj.go.jp/content/001461361.pdf> 10

- 資料2

<https://www.moj.go.jp/content/001461362.pdf> 13

- 資料3-1

<https://www.moj.go.jp/content/001461363.pdf> 81

- 資料3-2

<https://www.moj.go.jp/content/001461364.pdf> 82

- 参考資料

[https://www.meti.go.jp/medi\\_lib/report/2024FY/000278.pdf](https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2024FY/000278.pdf) 83

## 参考主要出典

本報告で特に重視した主要出典は次のとおりである。

区分	出典
公式会合ページ	法務省「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」および第1回会合ページ 84

区分	出典
公式資料	資料1「議事次第・配布資料一覧」、資料2「開催について」、資料3-2「判例・学説等について」 <sup>85</sup>
参考資料	経済産業省委託「不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書」 <sup>86</sup>
判例	京都府学連デモ事件、法廷内写真撮影事件、ピンク・レディー事件 <sup>87</sup>
政策背景	法務大臣閣議後記者会見の概要、知的財産推進計画2026意見募集結果、国会質問主意書・答弁書 <sup>88</sup>
業界意見	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター意見書 <sup>53</sup>
学術・研究	早稲田大学RCLIPディープフェイク・ラウンドテーブル、生成AIと声・パブリシティ権に関する近時論考整理 <sup>89</sup>
報道・SNS	時事通信系、共同通信系、フジテレビ系、ITmedia、Xトレンド要約 <sup>90</sup>

本件の現時点での最も厳密な結論は、**初会合は「声の保護」を認める方向へ大きく舵を切ったが、それはなお“解釈の整理”の段階にあり、実効的救済の制度化は次段階である**、という一点に尽きる。議事要旨と今後の会合資料が出そろえば、特に「声の識別性基準」「学習段階の評価」「事務所・遺族の地位」の三点で、より踏み込んだ再評価が必要になる。<sup>91</sup>

<sup>1</sup> <sup>28</sup> <sup>33</sup> <sup>49</sup> <sup>87</sup> [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=51765](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=51765)

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=51765](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=51765)

<sup>2</sup> <sup>84</sup> [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00400.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html)

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00400.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html)

<sup>3</sup> <sup>7</sup> <sup>8</sup> <sup>12</sup> <sup>13</sup> <sup>16</sup> <sup>27</sup> <sup>39</sup> <sup>40</sup> <sup>41</sup> <sup>52</sup> <sup>71</sup> <sup>78</sup> <sup>79</sup> <sup>80</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001461362.pdf>

<https://www.moj.go.jp/content/001461362.pdf>

<sup>4</sup> <sup>9</sup> <sup>64</sup> <sup>81</sup> <sup>82</sup> <sup>91</sup> [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00399.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00399.html)

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00399.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00399.html)

<sup>5</sup> <sup>17</sup> <sup>18</sup> <sup>19</sup> <sup>20</sup> <sup>21</sup> <sup>22</sup> <sup>29</sup> <sup>32</sup> <sup>37</sup> <sup>38</sup> <sup>43</sup> <sup>44</sup> <sup>45</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001461364.pdf>

<https://www.moj.go.jp/content/001461364.pdf>

<sup>6</sup> <sup>23</sup> <sup>24</sup> <sup>25</sup> <sup>26</sup> <sup>56</sup> <sup>61</sup> <sup>70</sup> <sup>72</sup> <sup>74</sup> <sup>77</sup> <sup>83</sup> <sup>86</sup> [https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2024FY/000278.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000278.pdf)

[000278.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000278.pdf)

[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2024FY/000278.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000278.pdf)

<sup>10</sup> <sup>11</sup> <sup>85</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001461361.pdf>

<https://www.moj.go.jp/content/001461361.pdf>

<sup>14</sup> <sup>57</sup> <sup>88</sup> [https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00713.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00713.html)

[https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00713.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00713.html)

<sup>15</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001461363.pdf>

<https://www.moj.go.jp/content/001461363.pdf>

<sup>30</sup> <sup>35</sup> [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=81957](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=81957)

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=81957](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=81957)

31 47 53 <https://www.cpra.jp/info/publiccomment20241217CPRA.pdf>  
<https://www.cpra.jp/info/publiccomment20241217CPRA.pdf>

34 [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52388](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52388)  
[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=52388](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52388)

36 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83303.pdf>  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83303.pdf>

42 58 60 65 90 <https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026042400870/>  
<https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026042400870/>

46 48 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217208.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217208.htm)  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217208.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217208.htm)

50 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217251.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217251.htm)  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217251.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a217251.htm)

51 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b217251.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b217251.htm)  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b217251.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b217251.htm)

54 75 <https://law.justia.com/codes/illinois/2024/chapter-815/act-815-ilcs-550/>  
<https://law.justia.com/codes/illinois/2024/chapter-815/act-815-ilcs-550/>

55 59 <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2026/index.html>  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2026/index.html>

62 66 <https://www.fnn.jp/articles/-/1035437>  
<https://www.fnn.jp/articles/-/1035437>

63 68 <https://x.com/i/trending/2047599878134460813>  
<https://x.com/i/trending/2047599878134460813>

67 <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2604/17/news096.html>  
<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2604/17/news096.html>

69 <https://x.com/i/trending/2044949343673745853>  
<https://x.com/i/trending/2044949343673745853>

73 <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1367/text/is?format=txt>  
<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1367/text/is?format=txt>

76 <https://law.justia.com/codes/new-york/cvr/article-5/52-c/>  
<https://law.justia.com/codes/new-york/cvr/article-5/52-c/>

89 <https://www.rclip.jp/jp/events/deepfake-roundtable>  
<https://www.rclip.jp/jp/events/deepfake-roundtable>